

## 光害の防止に係る公害の防止に関する条例の改正について

水大気環境課

## 1 改正の目的

光害による広範囲に及ぶ周辺住民の不快感や地域景観の悪化及び動植物の生息・生育への悪影響を防ぐとともに、長野県の貴重な財産である美しい星空を守るため、条例を改正する。

## 2 改正の内容

## (1) 条例名の変更

「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に名称変更

## (2) 光害の防止

## ア 光害の定義

照明器具から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下等、人の活動及び動植物に悪影響が生ずること。

## イ 規定する内容

(ア) 屋外において照明器具を設置又は使用するときの配慮

- ・照射される光の量を必要最低限にすること。
- ・照射の対象の範囲の外に漏れる光の量をできるだけ少なくすること。
- ・照明が不要な時間には消灯等すること。

(イ) サーチライト等の使用の禁止

- ・サーチライト、レーザー、投光器を自身の所有又は占有する物以外に照射することを原則禁止
- ・犯罪捜査、災害対応、イベント等における一時的使用等は適用除外
- ・サーチライト等の使用に対する停止勧告・命令
- ・命令に従わない場合は過料に処す

## (3) 星空に関する配慮等

## ア 夜空の明るさへの配慮

良好な星空環境の保全のため、屋外において照明器具を設置又は使用するときは、水平方向より上方に光が漏れないよう遮光する等、照射方向に特に配慮することを規定

## イ 良好な星空環境の保全のための啓発

知事は、県民及び事業者が良好な星空環境を保全する必要性について理解を深める措置を講ずることを規定

## (4) 施行期日

公布の日（サーチライト等の使用の禁止については公布の日から6月後）

## 3 スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	条例案検討	環境審議会 環境委員会	パブリックコメント	条例案修正→決定	9月議会	改正条例公布

## <参考>

### ○光害について（環境省「光害対策ガイドライン（令和3年3月改定版）」より抜粋）

#### （1）人への影響

人工光による人への影響は、条件によって個々の人が受ける影響は大きく異なる。照明の目的を達成するために、必要な明るさをできる限り少ない電力消費で達成するとともに、人工光による人への悪影響を生じさせないことが重要である。

##### ①快適性への影響

屋外照明による住居内への侵入光により、居住者の安眠や、プライバシーを阻害することなどがあげられる。また、ビルや店舗からの漏れ光等が歩行者にグレア等による不快感を与えることがある。サーチライトやレーザー光線等の使用は、広範囲に及ぶ周辺住民の不快感や、地域景観への影響を与える可能性がある。

##### ②安全性への影響

屋外照明の選定・設置が不適切な場合、照明領域に適切な照度が得られなかったり、見えにくさや不快感を伴うグレアを生じさせたりする可能性がある。これにより、安全性が損なわれることがある。

#### （2）動植物への影響

人工光は、動植物に様々な形で影響を及ぼす。その程度は対象の動植物の種類と環境条件や季節等によって千差万別であり、個々の地域に応じた対策が必要となる。照明設備周辺に特に保護すべき動植物が生息していない場合や、特定の種への影響の程度が未知の場合でも、人工光による影響をできるだけ抑制することが重要である。

##### ①動物への影響

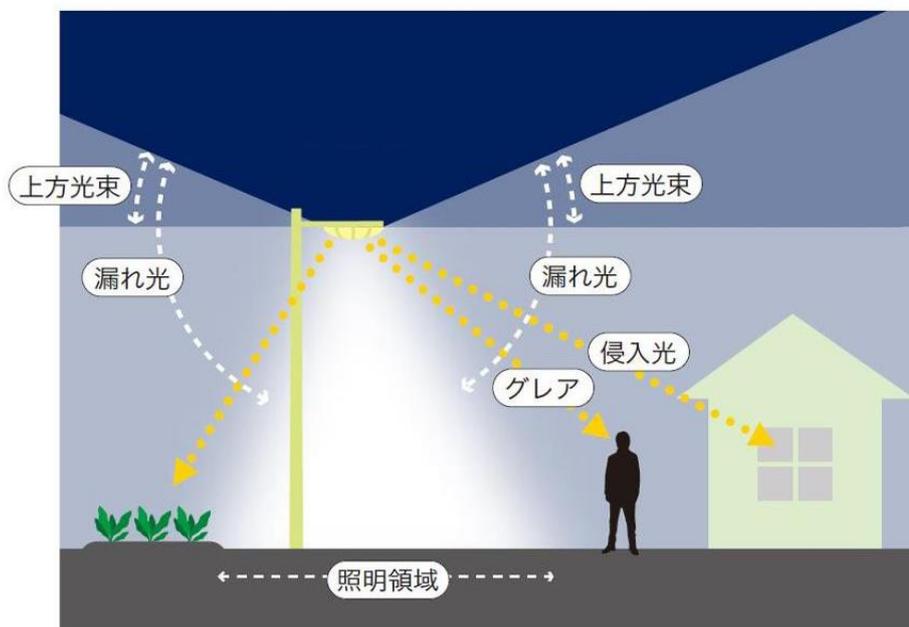
一般に、屋外照明からその周辺に漏れる光は、夜間における動物の生態、捕食活動、繁殖活動等に変化を生じさせる。

##### ②植物への影響

植物は光合成や花芽形成等において屋外照明の影響を受け、生育・開花・結実等が過度に促進されたり、抑制されたりすることがある。

#### （3）夜空の明るさへの影響

上方光束の増加により夜空が明るくなることで、星が見えにくくなり、天体観測に影響を及ぼす。



！ 屋外照明による障害となる光のイメージ